

Jアラートによる誤警報について



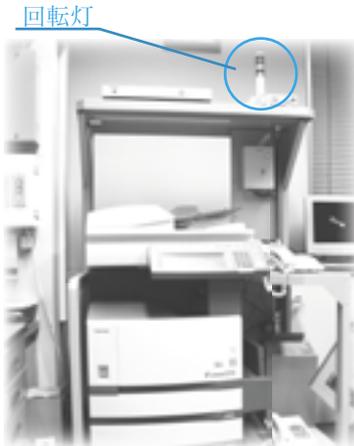
去る6月30日、午後4時37分に「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の点検を行った際、消防庁の誤指示により、町内58基の防災行政無線からサイレンが流れ、ミサイル発射情報の一部が放送されました。

町民の皆様には、たいへんご心配とご迷惑をおかけしたことを、お詫び申し上げます。

町では、消防庁に対し再発防止を図るとともに、住民に対して責任を明らかにし謝罪するよう要請しました。

事故当日の状況

消防庁から送られてきた情報の受信を知らせる回転灯が点滅しないことから、故障箇所の特定を行うために消防庁からの指示により確認試験を行いました。



事前に示された手順書と消防庁からの電話により確認試験を終了し、機器の再起動を行ったところ、突然防災無線が作動し「サイレン音」と「ミサイル発射情報」が屋外スピーカーを通じて流れました。

しかし、情報の受信を知らせるモニターには「訓練」と表示がされていました。

操作機器

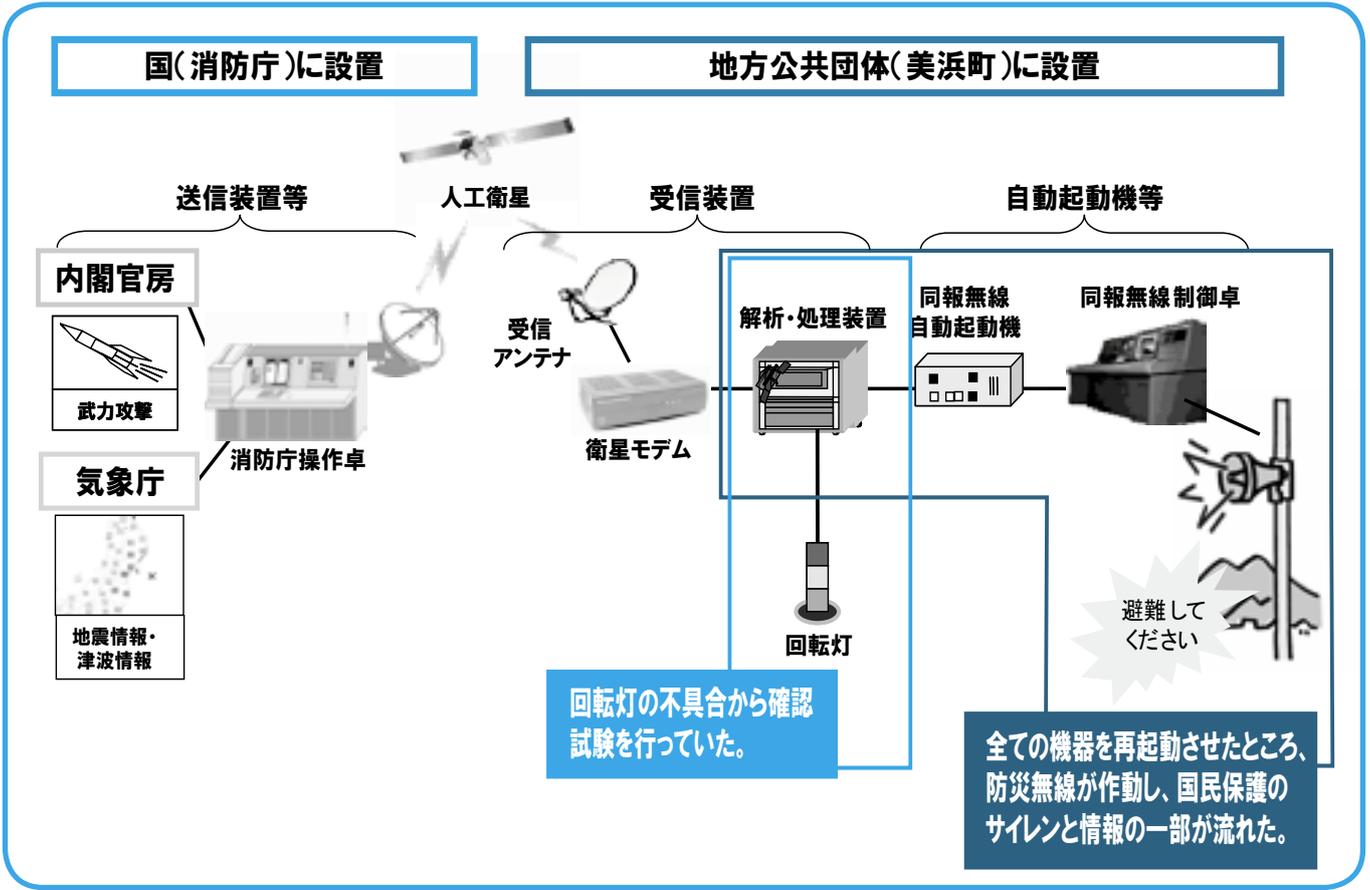


本町では、「訓練情報」については屋外スピーカーから流さない設定になっているためすぐにメッセージを停止しましたが、メッセージの一部が誤って流れました。すぐに消防庁に電話した結果、「消防庁からは何も情報を送っていない」ことが確認できたことから、防災無線と音声告知放送を通じて誤情報であることを放送しました。

その間、役場には約50件の問い合わせの電話があり、また、警察署や消防署、発電所にも問い合わせの電話がありました。緊急出動するような事例はありませんでした。

町では、町長を本部長とした対策本部を設置し、消防庁に対し事故原因の調査を依頼しました。

■ Jアラートのイメージと誤警報となった原因



事故原因について

消防庁による調査の結果、事故原因が判明したため7月2日に消防庁職員が機器メーカーの社員と共に本町を訪れ、今回消防庁が示した確認試験の手順の中に誤りが2つあったことを認め、その結果、誤情報が流れたことについて町に対し謝罪しました。

● 事故原因は、次のとおりです。

① 機器を確認するための方法が他にあったにもかかわらず、消防庁が本番用の「ミサイル発射情報」のデータを使用したこと。

※ 訓練情報であれば屋外スピーカーから流れることはなかった。

② 消防庁が機器の仕組みを理解していなかったため、間違った操作手順を示したこと。

※ Jアラートソフトを再起動後、1分以上たたってからでないと自動起動装置を再起動してはいけない。

消防庁からの謝罪を受けて、町では消防庁に対し次の点について強く要求しました。

- ① 今回の事故責任が消防庁にあることを明確に示し公表すること。
- ② 早急に機器の再点検を実施すること。
- ③ 失われた信頼を取り戻すために国民に対して分かりやすく説明すること。



事故原因について記者会見をする
中村副町長と住民安全課長

消防庁の対応

消防庁では7月3日に記者会見を行い、今回の事故原因が消防庁にあることを認め謝罪しました。また、7月4日には、消防庁から委託された機器メーカーが来庁し、回転灯の修理とシステムの再点検を実施し、正常に作動することを確認してシステムの運用を開始しました。

今後の対応

誤情報が流れたことにより、町民の皆様から数多くの苦情やご意見をいただき多くの課題が判明致しました。

① 住民がＪアラートのことをほとんど知らなかった。

② 防災無線の屋外スピーカーから流れている言葉が分かりにくかった。

③ 「ミサイル発射」と聞いてどう行動したらいいか分からなかった。

④ 屋内にいる人にはほとんど聞こえなかった。

これらの課題を踏まえ、今後Ｊアラートについての広報と美浜町国民保護計画の広報を実施し、緊急事態が発生した時には早期避難により町民の皆様の安全確保が図れるよう対策を講じていきたいと考えておりますので、ご意見やご要望等がございましたら住民安全課までご連絡をお願いします。

美浜町に整備されている

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

- 整備年度
平成18年度
- 設置場所
役場2階防災無線室
- 運用開始
平成19年7月1日
- 仕組み

緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報などを、国（消防庁）が人工衛星を使って送信し、役場に設置されているＪアラート解析・処理装置で受信します。

一部の特に緊急性の高い情報を受信した場合のみ、自動起動機を通じて町の同報系防災行政無線を自動起動し、町内58箇所を設置されている防災行政無線の屋外スピーカーから緊急情報の放送を行います。

なお、町がＪアラートを直接操作して放送を行うわけではなく、事前に決めた緊急情報を受信した場合のみ、Ｊアラートにあらかじめ登録されたメッセージを自動で放送することとしています。

<本町のＪアラートから自動で放送される情報とメッセージ例>

	自動で放送される情報	放送されるメッセージ（男性の声）
1	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ※本町が攻撃対象地域となった場合	有事サイレン(14秒吹鳴) 「ゲリラ攻撃情報、ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
2	大規模テロ情報 ※本町が攻撃対象地域となった場合	有事サイレン(14秒吹鳴) 「大規模テロ情報、大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
3	航空攻撃情報 ※本町が攻撃対象地域となった場合	有事サイレン(14秒吹鳴) 「航空攻撃情報、航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
4	弾道ミサイル情報 ※本町が攻撃対象地域となった場合	有事サイレン(14秒吹鳴) 「ミサイル発射情報、ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
5	津波警報（オオツナミ） ※福井県沿岸に大津波警報が発表された場合	消防サイレン(3秒吹鳴2秒休止×3回) 「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
6	津波警報（ツナミ） ※福井県沿岸に津波警報が発表された場合	消防サイレン(5秒吹鳴6秒休止×2回) 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
7	緊急地震速報 ※本町に震度5弱以上の地震が発生すると予測される場合	チャイム音 「大地震です。大地震です。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)
8	震度速報 ※本町に震度5弱以上の地震が発生した場合	上りチャイム音 「こちらは美浜町です。震度〇〇の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」(3回繰り返し)「こちらは美浜町です。」(下りチャイム音)

※1～4は国民保護情報、5～8は気象関連情報

※お問い合わせ先：町住民安全課 担当：片山(☎32-6703)

美浜発電所の状況



今回の報告では、6月17日から7月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

第23回定期検査中
(平成20年3月25日～)

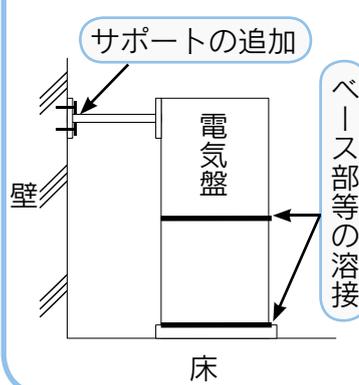
6月21日に原子炉が起動され、6月23日から調整運転が行われています。国の最終検査が7月中旬に予定されており、これに合格することで本格運転が再開されます。

今回の定期検査では、設備全般の点検が行われたほか、現在の設備の地震に対する強度を一層向上させるための補強工事や、大型機器の取替工事、配管の肉厚測定検査や新しい配管への取替えなどの工事が行われました。

●耐震裕度向上工事

- ・設備を支える脚に鋼材の溶接と基礎コンクリート部を大きくして補強
- ・空調配管のダクトにサポート部材を追加
- ・電気盤などの転倒防止のため、つなぎ部やベース部に補強板の溶接とサポート部材を追加

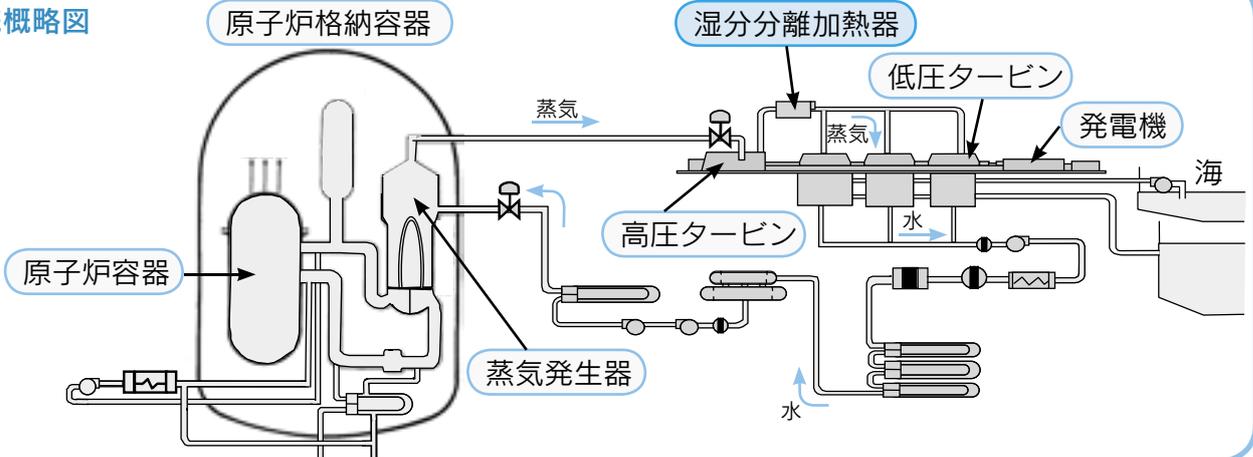
耐震裕度向上工事の例



●湿水分離加熱器取替工事

蒸気発生器で作られた蒸気は、初め高圧タービンを通し、その後、低圧タービンに送られます。この時、蒸気の温度は約280℃から約180℃まで下がります。蒸気中の水分が多くなります。水分が多くなるとタービンの羽根を痛めるため、この装置で約260℃に再加熱し、水分を取り除きます。この装置中の加熱管の交換が行われました。

系統概略図



●二次系配管の肉厚測定検査等

全部で853箇所について配管の肉厚測定等が実施されましたが、基準の厚さを下回るものはありませんでした。また、配管の取替計画に基づき323箇所について、ステンレスなどの新しい配管に取替えが行われました。



湿水分離加熱器(加熱管)取替えの様子
(写真は旧管)

美浜2号機

第24回定期検査中
(平成19年7月20日～)

美浜3号機

定格熱出力一定運転中
(平成19年8月3日～)

平成20年第3回美浜町議会定例会が6月17日から25日まで開会され、次の内容について審議・議決されました。

平成20年 第3回 美浜町議会定例会

平成20年度補正予算

● 一般会計（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ244,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ8,253,814千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
議 会 費	995	増額	旅費 ほか
総 務 費	34,589	増額	(税源移譲に伴う)町税過誤納還付金、公用車購入費、庁舎設備改修工事、町誌編纂に係る調査事業 ほか
民 生 費	7,542	増額	大島福祉学園新築工事補助事業、介護保険事業特別会計繰出、ケアホーム事業、保育所臨時賃金 ほか
衛 生 費	3,586	増額	診療所事業特別会計繰出、旧雲谷不燃物処理場適正閉鎖事業、ゴミステーション整備費補助 ほか
農林水産業費	18,288	増額	県単林道事業(粟柄～河内谷線落石防止)、町単漁港整備事業(菅浜漁港施設内遊具整備)、農業集落施設整備事業補助 ほか
商 工 費	119,479	増額	産業団地整備事業(松原)、若狭路博フォローアップ事業実行委員会補助、サマーフェスティバル協賛金、子ども農山漁村交流プロジェクト事業補助 ほか
土 木 費	45,918	増額	町道維持補修工事、梅街道周辺環境整備工事費、水路改修工事費、景観形成事業 ほか
消 防 費	3,000	増額	防災行政無線設備定期補修業務委託
教 育 費	11,345	増額	丹生小学校体育館改修工事、コミュニティ助成事業(宇波西神社雅楽)、美方高校創立40周年記念事業補助、社会教育施設アスベスト分析調査、生涯学習センター整備事業、美浜文化掘り起こし事業 ほか
合 計	244,742	増額	

● 特別会計

・診療所事業（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ4,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ150,060千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
総 務 費	3,050	増額	施設工事費
医 業 費	1,403	増額	電子カルテ装置借上料、酸素濃縮装置借上料

・国民健康保険事業（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ2,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ1,181,964千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
老人保健拠出金	2,560	増額	老人保健医療費拠出金(平成18年度医療費増加のため)

・介護保険事業（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ696千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ946,944千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
地域支援事業費	△1,701	減額	職員の異動による補正 ほか
サービス事業費	2,397	増額	職員の異動による補正

・上水道事業（第1号）

資本的収入に 8,421 千円、資本的支出に 8,509 千円を追加し、資本的収入は 206,771 千円、資本的支出は 239,346 千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
資本的支出	8,509	増額	配水管等布設替工事、配水管等布設替設計業務委託料(郷市・松原)

条例の制定

- 次の4つの条例が制定・改正されました。
 - ・ **美浜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について**
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の施行等に伴い、関係規定を整備しました。
 - ・ **公益法人等への美浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の施行等に伴い、条例を整備しました。
 - ・ **美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**
国民健康保険税の税率等を改正しました。
 - ・ **美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**
戸籍法の一部を改正する法律(平成19年法律第35号)等の施行に伴い、条例を改正しました。

専決処分の承認

- 次の3つの専決処分が承認されました。
 - ・ **美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定**
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)等の施行に伴い、美浜町国民健康保険税条例の一部が改正されました。
 - ・ **美浜町税条例の一部を改正する条例の制定**
地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行に伴い、美浜町税条例の一部が改正されました。
 - ・ **美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定**
地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行に伴い、美浜町国民健康保険税条例の一部が改正されました。

報告

- **平成19年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書**
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告がありました。

款	項	事業名	金額(千円)	翌年度繰越額(千円)
6 農林水産業費	2 農地費	県営かんがい排水事業負担金(中部地区)	23,718	1,330
		県営かんがい排水事業負担金(中央地区)	78,750	26,975
8 土木費	3 河川費	県営砂防事業負担金(日向地区)	1,000	400
10 教育費	5 保健体育費	町民広場管理費(施設改修工事)	36,724	19,945
合計			140,192	48,650

意見書

- 次の意見書を関係行政庁へ提出することになりました。
 - ・ 食料・農業・農村政策に関する意見書

はあとふる行政サービスの推進 に取り組んでいます

町では、役場に来られる皆さんへの職員の対応マナーを向上させることにより、親切でわかりやすく住民に信頼される「やさしい行政」を推進するとともに、コミュニケーション能力に優れ、積極的な「元気な職員」を育成することを目的とした行政サービスの向上に取り組んでいます。

●取り組み内容

- 元気で気持ちのよいあいさつ
- 親切でハートフルな対応・言葉づかい・気づかい
- 清潔で信頼される身だしなみ
- お客様との良好なコミュニケーション
- 好感を持たれる適正な電話対応

その他にも、庁舎総合サービス職員の配置（7月～8月中旬に実施）や職員研修会の実施、各部署での推進目標の設定と評価等を実施します。

※お問い合わせ先：町総務課（担当・渡辺） ☎ 32-6700

お知らせ

くらしの 情報 BOX

町役場各部署直通電話番号

※役場へのお電話は、担当部署の直通電話をご利用ください。

総務課 32-6700

企画政策課 32-6701

税務課 32-6702

住民安全課 32-6703

健康福祉課 32-6704

商工観光課 32-6705

農林水産課 32-6706

土木建築課 32-6707

学校教育課 32-6708

生涯学習課 32-6709

出納室 32-6710

議会事務局 32-6711

上下水道課 32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ 32-3111

中央公民館 32-1212

町立図書館 32-0083

丹生診療所 39-1301

東部診療所 37-2911

総合体育館 32-3200

エコル美方 45-2300

子育て支援センター
32-0192



子育て支援センター だより

8月の催し お知らせ

★さくらんぼひろば★

○「ちゃぷちゃぷ♪水あそび」

日時：8月4日(月)～8日(金)午前10時～11時30分

場所：子育て支援センター テラス

内容：ビニールプールやたらいで水あそびをしましょう。

持ち物：着替え・水遊び用の紙パンツ・タオル・日よけ帽子・お茶

○「子どもを守る～救急救命士によるお話～」

日時：8月22日(金)午前10時～10時40分

場所：保健福祉センター はあとぴあ

内容：乳幼児に関わる救急車出動の事例や、家庭内で起こりやすい事故についてのお話です。とっさの時の、対処法も教えていただきます。

講師：美浜消防署 救急救命士 池田 洋一さん

※子育て支援センターは、通常どおり開放しています。

子育てに関する情報は、毎月発行の子育て支援センターだより「さくらんぼ」に載っています。

※お問い合わせ先：子育て支援センター ☎ 32-0192

